

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」
(平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知) 一部改正新旧対照表(案) (傍線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 大臣確認の手続について</p> <p>1 大臣確認の対象となる動物由来たん白質及び動物性油脂について大臣確認の対象となる動物由来たん白質等は、次の動物由来たん白質又は動物性油脂とする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p><u>(9) 食品加工工場の製造過程から発生した残さ(以下「食品加工残さ」という。)</u></p> <p>2 飼料の製造業者又は輸入業者の製造工程の確認手続について</p> <p>(1) 省令別表第1の2の(1)のア、エ、オ若しくはク若しくは5の(1)のウの規定による確認又は「<u>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の2の(1)のアからウまでの規定に基づき農林水産大臣が指定するもの</u>」(平成26年5月13日農林水産省告示第649号)の規定の二による確認を受けようとする飼料の製造業者又は輸入業者は、飼料の製造に係る事業場ごとに、別記様式第1-1号又は第1-2号により、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「センター」という。)を經由して農林水産大臣に対し大臣確認の申請を行うものとする。</p> <p>(2) 農林水産大臣は、(1)の申請があったときは、当該申請に係る製造工程(輸入業者の申請にあっては、当該申請に係る飼料の輸入先の事業場における製造工程。以下同じ。)が第1の1の(1)</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 大臣確認の手続について</p> <p>1 大臣確認の対象となる動物由来たん白質及び動物性油脂について大臣確認の対象となる動物由来たん白質等は、次の動物由来たん白質又は動物性油脂とする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>2 飼料の製造業者又は輸入業者の製造工程の確認手続について</p> <p>(1) 省令別表第1の2の(1)のア、エ、オ若しくはク又は5の(1)のウの規定による確認を受けようとする飼料の製造業者又は輸入業者は、飼料の製造に係る事業場ごとに、別記様式第1-1号又は第1-2号により、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「センター」という。)を經由して農林水産大臣に対し大臣確認の申請を行うものとする。</p> <p>(2) 農林水産大臣は、(1)の申請があったときは、当該申請に係る製造工程(輸入業者の申請にあっては、当該申請に係る飼料の輸入先の事業場における製造工程。以下同じ。)が第1の1の(1)</p>

から(9)までの大臣確認の対象となる動物由来たん白質及び動物性油脂の区分に応じ、それぞれ、別添1から別添9までの飼料の製造工程に関する基準（以下「製造基準」という。）に適合しているかどうかについて審査を行い、当該申請を確認する場合は、別記様式第2-1号の確認簿に記載するものとし、輸入業者に係るものにあつては、併せて別記様式第2-2号により申請者に通知するものとする。また、センターは、確認簿の内容をホームページに掲載するものとする。

(3) 〔略〕

3 〔略〕

第2 〔略〕

第3 契約の締結を要する原料収集先の調査について

第1の1の(3)、(4)、(5)、(6)、(7)及び(8)（(4)、(5)及び(7)にあつては、原料収集先と契約を締結している場合に限る。）に定める飼料につき製造業者から第1の2の(1)の大臣確認の申請又は第1の3の(2)の変更の届出をセンターが受理したときは、当該申請又は届出を行った飼料の製造業者の事業場の所在地を管轄する地方農政局（北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局」という。）に対し、受理した書類（副1部）を送付するものとする。当該地方農政局は、原則として、別添3-1の1の(4)、別添4-1の1の(4)、別添5-1の1の(4)若しくは(5)、別添6-1の1の(4)、別添7-1の1の(4)又は別添8-1の1の(4)に基づいて、当該業者が原料収集先と締結した契約に基づき行う実施状況の確認に同行し、当該契約が遵守されていること、当該製造業者による実施状況の確認が適切に行われていること等について調査の上、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課に報告するものとする。

第4 〔略〕

別添1 〔略〕

から(8)までの大臣確認の対象となる動物由来たん白質及び動物性油脂の区分に応じ、それぞれ、別添1から別添9までの飼料の製造工程に関する基準（以下「製造基準」という。）に適合しているかどうかについて審査を行い、当該申請を確認する場合は、別記様式第2-1号の確認簿に記載するものとし、輸入業者に係るものにあつては、併せて別記様式第2-2号により申請者に通知するものとする。また、センターは、確認簿の内容をホームページに掲載するものとする。

(3) 〔略〕

3 〔略〕

第2 〔略〕

第3 契約の締結を要する原料収集先の調査について

第1の1の(3)、(4)、(5)、(6)、(7)及び(8)（(4)、(5)及び(7)にあつては、原料収集先と契約を締結している場合に限る。）に定める飼料につき製造業者から第1の2の(1)の大臣確認の申請又は第1の3の(2)の変更の届出をセンターが受理したときは、当該申請又は届出を行った飼料の製造業者の事業場の所在地を管轄する地方農政局（北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局」という。）に対し、受理した書類（副1部）を送付するものとする。当該地方農政局は、原則として、別添3-1の1の(4)、別添4の1の(4)、別添5の1の(4)、別添6-1の1の(4)若しくは(5)、別添7の1の(4)又は別添8-1の1の(4)に基づいて、当該業者が原料収集先と締結した契約に基づき行う実施状況の確認に同行し、当該契約が遵守されていること、当該製造業者による実施状況の確認が適切に行われていること等について調査の上、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課に報告するものとする。

第4 〔略〕

別添1 〔略〕

別添2 〔略〕

別添3-1 〔略〕

別添3-2

豚肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

(1) 〔略〕

(2) カット場等

カット場等とは、肉等のカット、ミンチ等の処理を行う食品工場をいう。

ア～ケ 〔略〕

(3) 食品加工工場

食品加工工場とは、豚カット肉等を主たる原材料として加工する食品（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類する食肉製品、エキス、冷凍食品等のそうざい類をいう。）を製造する食品工場をいう。

ア 豚カット肉等を主たる原材料とする加工食品の製造過程において発生する残さ（以下「豚加工食品残さ」という。）は、当該加工食品を製造する工場又は施設において、牛、めん羊、山羊又はしか（以下「牛等」という。）に由来する肉、骨その他のたん白質を含む食品の取扱いがないことが第3により確認されたものを豚原料とすること。

イ 豚原料たる豚加工食品残さは、豚由来の肉、骨等を主体（動物質のものがおおむね5割以上）とするものであること。

ウ 豚原料は、専用の保管容器に保存するとともに、豚原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。

エ 豚原料の出荷に当たっては、豚原料以外が混入していないことを確認した上で、別記様式第9号により原料供給管理票が発

別添2 〔略〕

別添3-1 〔略〕

別添3-2

豚肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

(1) 〔略〕

(2) カット場等

カット場等とは、肉等のカット、ミンチ、エキスの抽出等を行う食品工場をいう。

ア～ケ 〔略〕

行されること。

オ 豚原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。なお、豚原料を入れる容器は、豚原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。豚原料と豚原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、豚原料以外の血液等動物由来たん白質が混入しないよう蓋をした容器を用いること。

カ アからオまでの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。

キ アからカまでが確実に実施されている豚原料を出荷すること。

2 豚原料の輸送

- (1) 豚原料の輸送に当たっては、豚原料が入っている旨が明示された専用容器を用い、豚原料以外の動物性たん白質等が混入しないように輸送されていること。
- (2) 豚原料と豚原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、豚原料以外の動物性たん白質等が混入しないように専用の蓋をした容器を用いること。
- (3) [略]

注 [略]

別添 4 - 1

チキンミール、フェザーミール並びに家きんに由来する血粉、血しょうたん白、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

チキンミール、フェザーミール並びに家きんに由来する血粉、血しょうたん白、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「チキンミ

2 豚原料の輸送

- (1) 豚原料の輸送に当たっては、豚原料が入っている旨が明示された専用容器を用い、豚以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように輸送されていること。
- (2) 豚原料と豚原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、豚原料以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように専用の蓋をした容器を用いること。
- (3) [略]

注 [略]

別添 4

チキンミール、フェザーミール並びに家きんに由来する血粉及び血しょうたん白の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

チキンミール、フェザーミール並びに家きんに由来する血粉及び血しょうたん白（以下「チキンミール等」という。）の製造に

ール等」という。)の製造に用いる原料(以下「家きん原料」という。)は、家きんを飼養する農場、食鳥処理場又は(4)のア及びイの契約を締結した別添4-2に掲げる原料収集先から収集されるもののみを受け入れること。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない家きんであり、家きん以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

(2) 原料の輸送

食鳥処理場から家きん原料を輸送するに当たっては、専用容器を用いて家きん以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないよう輸送すること。

農場から解体処理をされていない家きんを輸送するに当たっては、家きん以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように専用の輸送容器を用いるか輸送前に洗浄を十分に行うこと。

別添4-2に掲げる原料収集先から家きん原料を輸送するに当たっては、別添4-2の確認基準を満たした条件で輸送すること。

(3) 原料受入時の記録

法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

(4) 原料収集先との契約

別添4-2に掲げる原料収集先等原料収集に関わる者とア及びイを内容とする契約を締結すること。

ア 原料収集先は、別添4-2の確認基準を満たすこと。

イ 原料収集先等は、契約を締結したチキンミール等の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

用いる原料(以下「家きん原料」という。)は、家きんを飼養する農場又は食鳥処理場若しくは(4)のア及びイの契約を締結した家きんを専門に処理するカット場等(以下「家きんカット場等」という。)から収集されるもののみを受け入れること。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない家きんであり、家きん以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

(2) 原料の輸送

家きん原料の輸送に当たっては、専用容器を用いて家きん以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないよう輸送すること。ただし、農場から解体処理をされていない家きんを輸送するに当たっては、家きん以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように専用の輸送容器を用いるか輸送前に洗浄を十分に行うこと。

(3) 原料受入時の記録

法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

(4) 家きんカット場等との契約

家きんカット場等原料収集にかかわる者と(2)並びに以下のア及びイを内容とする契約を締結すること。

ア 家きんカット場等は、家きん以外の動物に由来する血液その他のたん白質を受け入れないこと。

イ 家きんカット場等は、契約を締結したチキンミール等の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

2～5 〔略〕

注 〔略〕

別添4-2

チキンミール等製造業者による原料収集先の確認基準

1 家きんカット場等

家きんカット場等とは、家きん肉等のカット、ミンチ等の処理を行う食品工場をいう。

(1) 家きんカット場等は、家きん以外の動物に由来する血液その他のたん白質を受け入れないこと。

(2) 家きん原料の輸送に当たっては、家きん以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないよう専用容器を用いること。

2 食品加工工場

食品加工工場とは、家きんを主たる原材料として加工する食品(ハム、ソーセージその他これらに類する食肉製品、エキス、冷凍食品等のそうざい類をいう。)を製造する食品工場をいう。

(1) 家きん肉等を主たる原材料とする加工食品の製造過程において発生する残さ(以下「家きん加工食品残さ」という。)は、当該加工食品を製造する工場又は施設において、牛等に由来する肉、骨その他のたん白質を含む食品の取扱いがないことが第3により確認されたものを、家きん原料とすること。

(2) 家きん原料たる家きん加工食品残さは、家きん由来の肉、骨等を主体(動物質のものがおおむね5割以上)とするものであること。

(3) 家きん原料は、専用の保管容器に保存するとともに、家きん原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。

(4) 家きん原料の出荷に当たっては、家きん原料以外が混入していないことを確認した上で、別記様式第9号により原料供給管理票

2～5 〔略〕

注 〔略〕

が発行されること。

(5) 家きん原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。なお、家きん原料を入れる容器は、家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。

(6) (1)から(5)までの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。

(7) (1)から(6)までが確実に実施されている家きん原料を出荷すること。

(8) 家きん原料の輸送に当たっては、家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用い、家きん原料以外の動物性たん白質等が混入しないように輸送されていること。

注 「容器」とは、バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋等及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいう。

別添5－1

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

ア 豚について

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「原料混合肉骨粉等」という。）の製造に用いる豚に由来する原料（以下「豚原料」という。）は、別添5－2の確認基準の要件を満たす原料収集先と(4)のア及びイの契約を締結し、別記様式第9号による原料供

別添 5 [削る。]

別添6－1

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

ア 豚について

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「原料混合肉骨粉等」という。）の製造に用いる豚に由来する原料（以下「豚原料」という。）は、別添6－2の確認基準の要件を満たす原料収集先と(4)のア及びイの契約を締結し、別記様式第9号による原料供

給管理票が携行されたもの又は農場から直接出荷されたもののみ受け入れること。

なお、農場から収集する豚原料は、解体処理されていない豚であり、豚以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

イ 家きんについて

原料混合肉骨粉等の製造に用いる家きんに由来する原料（以下「家きん原料」という）は、別添5－2の確認基準の要件を満たす原料収集先と(5)のア及びイの契約を締結し、別記様式第9号による原料供給管理票が携行されたもの又は農場から直接出荷されたもののみ受け入れること。

なお、農場から収集する家きん原料は、解体処理されていない家きんであり、家きん以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

(2) 原料の輸送

豚原料及び家きん原料の輸送に当たっては、別添5－2の確認基準を満たした条件で輸送すること。

ただし、農場から輸送される解体処理をされていない豚及び家きんの輸送に当たっては、豚と家きんを分別した状態で輸送すること。輸送容器は輸送原料以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように専用容器を用いるか輸送前に洗浄を十分に行うこと。

(3) [略]

(4) 豚原料の収集先との契約

[略]

ア 豚原料の収集先等は、別添5－2の確認基準を満たすこと。

イ [略]

(5) 家きん原料の収集先との契約

[略]

ア 家きん原料の収集先等は、別添5－2の確認基準を満たすこ

給管理票が携行されたもの又は農場から直接出荷されたもののみ受け入れること。

なお、農場から収集する豚原料は、解体処理されていない豚であり、豚以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

イ 家きんについて

原料混合肉骨粉等の製造に用いる家きんに由来する原料（以下「家きん原料」という）は、別添6－2の確認基準の要件を満たす原料収集先と(5)のア及びイの契約を締結し、別記様式第9号による原料供給管理票が携行されたもの又は農場から直接出荷されたもののみ受け入れること。

なお、農場から収集する家きん原料は、解体処理されていない家きんであり、家きん以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

(2) 原料の輸送

豚原料及び家きん原料の輸送に当たっては、別添6－2の確認基準を満たした条件で輸送すること。

ただし、農場から輸送される解体処理をされていない豚及び家きんの輸送に当たっては、豚と家きんを分別した状態で輸送すること。輸送容器は輸送原料以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように専用容器を用いるか輸送前に洗浄を十分に行うこと。

(3) [略]

(4) 豚原料の収集先との契約

[略]

ア 豚原料の収集先等は、別添6－2の確認基準を満たすこと。

イ [略]

(5) 家きん原料の収集先との契約

[略]

ア 家きん原料の収集先等は、別添6－2の確認基準を満たすこ

と。

イ [略]

2～5 [略]

注 [略]

別添 5 - 2

原料混合肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

(1) [略]

(2) 食鳥処理場又は家きんカット場等

ア 家きんカット場等は、別添 4 - 2 の 1 の要件を満たすこと。

イ～エ [略]

(3) [略]

(4) 食品加工工場

別添 3 - 2 の 1 の (3) 又は別添 4 - 2 の 2 の要件を満たすこと。

2 豚原料及び家きん原料の輸送

(1) 豚原料及び家きん原料の輸送に当たっては、各々、豚原料又は家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用い、豚原料又は家きん原料以外の動物性たん白質等が混入しないように輸送されていること。

(2)～(3) [略]

注 [略]

別添 6 - 1

魚介類由来たん白質の製造基準

と。

イ [略]

2～5 [略]

注 [略]

別添 6 - 2

原料混合肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

(1) [略]

(2) 食鳥処理場又は家きんカット場等

ア 家きんカット場等は、家きん以外の動物に由来する血液その他のたん白質を受け入れないこと。

イ～エ [略]

(3) [略]

2 豚原料及び家きん原料の輸送

(1) 豚原料及び家きん原料の輸送に当たっては、各々、豚原料又は家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用い、豚又は家きん以外の動物に由来する血液その他の動物性たん白質が混入しないように輸送されていること。

(2)～(3) [略]

注 [略]

別添 7

魚介類由来たん白質の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

魚粉の製造に用いる原料（以下「魚介類原料」という。）は、魚介類のみを分別して取り扱う事業場又は(4)のア及びイの契約を締結した別添6-2に掲げる原料収集先から受け入れること。また、他の製造事業場で製造された魚粉等を原料として使用するに当たっては、大臣確認を受けた魚介類由来たん白質のみ受け入れること。

(2) 原料の輸送

魚介類原料の輸送に当たっては、魚介類原料のみを取り扱う専用容器を用いるか、魚介類原料以外の動物性たん白質等が混入しないよう魚介類原料の輸送に際して容器の洗浄を行うこと。

(3) 〔略〕

(4) 原料収集先との契約

別添6-2に掲げる原料収集先等原料収集に関わる者とア及びイを内容とする契約を締結すること。

ア 原料収集先は、別添6-2の確認基準を満たすこと。

イ 原料収集先等は、契約を締結した魚粉等の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受ける魚粉等の製造工程は、魚介類原料以外の動物性たん白質を用いる製造工程と完全に分離されていること。

また、製造工程中において魚介類原料以外の動物性たん白質が

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

魚粉の製造に用いる原料は、魚介類のみを分別して取り扱う事業場（(4)のア及びイの契約を締結した鶏卵を含む魚介類のすり身を取り扱う事業場を含む。）から受け入れること。また、他の製造事業場で製造された魚粉等を原料として使用するに当たっては、大臣確認を受けた魚介類由来たん白質のみ受け入れること。

(2) 原料の輸送

原料の輸送に当たっては、魚介類のみを取り扱う専用容器を用いるか、魚介類以外のたん白質が混入しないよう魚介類の輸送に際して容器の洗浄を行うこと。

(3) 〔略〕

(4) 鶏卵を含む魚介類のすり身を取り扱う事業場との契約

鶏卵を含む魚介類のすり身を取り扱う事業場等原料収集にかかわる者と(2)並びに以下のア及びイを内容とする契約を締結すること。

ア 鶏卵を含む魚介類のすり身を取り扱う事業場等は、魚介類(鶏卵を含む魚介類のすり身を含む。)のみを分別して取り扱うこと。

イ 鶏卵を含む魚介類のすり身を取り扱う事業場等は、契約を締結した魚粉等の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受ける魚粉等の製造工程は、ほ乳動物及び家きんに由来するたん白質(魚介類のすり身に含まれる鶏卵を除く。以下同じ。)の製造工程と完全に分離されていること。

混入しないようにすること。

(2) [略]

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷工程

魚粉の出荷に当たっては、魚粉以外の動物性たん白質等が混入しないようにすること。

(2) [略]

4・5 [略]

注 [略]

別添6-2

魚粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

原料収集先とする食品加工工場とは、魚介類を主たる原材料として加工する食品（魚肉ハム、魚肉ソーセージその他これらに類する魚肉ねり製品、エキス、冷凍食品等のそうざい類をいう。）を製造する食品工場をいう。

(1) 魚介類を主たる原材料とする加工食品の製造過程において発生する残さ（以下「魚介類加工食品残さ」という。）は、当該食品を製造する工場又は施設において、牛等に由来する肉、骨その他のたん白質を含む食品の取扱いがないことが第3により確認されたものを、魚介類原料とすること。

(2) 魚介類原料たる魚介類加工食品残さは、魚介類由来の肉、骨等を主体（動物質のものがおおむね5割以上）とするものであること。

(3) 魚介類加工食品残さは、専用の保管容器に保存するとともに、魚介類加工食品残さ以外のものが混入しないよう分別され、保管

また、製造工程中においてほ乳動物及び家きんに由来するたん白質が混入しないようにすること。

(2) [略]

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷工程

魚粉の出荷に当たっては、ほ乳動物及び家きんに由来するたん白質が混入しないようにすること。

(2) [略]

4・5 [略]

注 [略]

されていること。

(4) 魚介類加工食品残さの出荷に当たっては、魚介類加工食品残さ以外のもので混入していないことを確認した上で、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されること。ただし、鶏卵を含む魚介類のすり身のみを取り扱う事業場から、当該すり身のみ由来する魚介類加工食品残さを出荷する場合は同票の発行は要さない（(5)の同票の添付についても同じ。）。

(5) 魚介類加工食品残さの出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。なお、魚介類加工食品残さを入れる容器は、魚介類加工食品残さが入っている旨が明示された専用容器を用いること。

(6) (1)から(5)までの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。

(7) (1)から(6)までが確実に実施されている魚介類加工食品残さを出荷すること。

2 魚介類原料の輸送

魚介類原料の輸送に当たっては、魚介類原料のみを取り扱う専用容器を用いるか、魚介類原料以外の動物性たん白質等が混入しないよう魚介類原料の輸送に際して容器の洗浄を行うこと。

注 「容器」とは、バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋等及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいう。

別添 7 - 1 [略]

別添 7 - 2 [略]

別添 8 - 1

食品加工工場の製造過程から発生する加工食品残さを原料とする食品残さ等利用飼料の製造基準

別添 8 - 1 [略]

別添 8 - 2 [略]

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

飼料（第1の1の(3)、(4)、(6)及び(7)を用いて製造する飼料を除く。）の製造に用いる加工食品残さは、(4)のア及びイの契約を締結した別添8－2の原料収集先から受け入れること。

(2) 原料の輸送

原料の輸送に当たっては、別添8－2の確認基準を満たす加工食品残さのみを取り扱う専用容器を用いること。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

(4) 原料収集先との契約

別添8－2の原料収集先等原料収集に関わる者とア及びイを内容とする契約を締結すること。

ア 原料収集先は、別添8－2の確認基準を満たすこと。

イ 原料収集先等は、契約を締結した食品残さ等利用飼料（加工食品残さを原料とする飼料をいう。以下同じ。）

の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。

また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

食品残さ等利用飼料の製造工程は、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の2の(1)のアからウまでの規定に基づき農林水産大臣が指定するもの」（平成26年5月13日農林水産省告示第649号）による確認を受けていない加工食品残さが混入しないようにすること。

(2) 製造記録

法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存する

こと。

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷先等の確認

食品残さ等利用飼料の出荷又は使用に当たっては、養豚、養鶏、又は養殖魚の用に供することを確認すること。

(2) 出荷記録

法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

注 「容器」とは、バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋等及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいう。

別添8-2

食品残さ等利用飼料製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

原料収集先とする食品加工工場とは、豚カット肉等、家きん肉等又は魚介類を原材料として加工する食品（ソーセージ、ハム、ベーコンその他これに類する食肉製品、魚肉ソーセージ、魚肉ハムその他これに類する魚肉ねり製品、エキス、冷凍食品等のそうざい類をいう。）を製造する食品工場をいう。

(1) 加工食品残さは、当該食品を製造する工場又は施設において、牛等に由来する肉、骨その他のたん白質を含む食品の取扱いがないことが第1の2の(2)により確認されたものを食品残さ等利用飼料の原料とすること。

(2) 加工食品残さは、生肉、生魚等を含まないこと。

(3) 加工食品残さは、専用の保管容器に保存するとともに、加工食品残さ以外のものが混入しないよう分別され、保管されているこ

と。

(4) 加工食品残さの出荷に当たっては、加工食品残さ以外のものが混入していないことを確認した上で、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されること。

(5) 加工食品残さの出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。なお、加工食品残さを入れる容器は、加工食品残さが入っている旨が明示された専用容器を用いること。

(6) (1)から(5)までの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。

(7) (1)から(6)までが確実に実施されている加工食品残さを出荷すること。

2 加工食品残さの輸送

加工食品残さの輸送に当たっては、加工食品残さその他食品残さ利用飼料の原料のみを取り扱う専用容器を用いること。

注 「容器」とは、バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋等及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいう。

別添9

輸入業者の確認基準

1 輸入先の事業場の基準

(1) 第1の1の(1)から(7)までの飼料を製造する輸入先の事業場は、以下の条件を満たすこと。

ア [略]

イ ①から④までに定める事項を内容とする契約を輸入業者との間で締結すること。

① 輸入先の事業場は、それぞれ別添1から別添6までの飼料

別添9

輸入業者の確認基準

1 輸入先の事業場の基準

(1) 第1の1の(1)から(7)までの飼料を製造する輸入先の事業場は、以下の条件を満たすこと。

ア [略]

イ ①から④までに定める事項を内容とする契約を輸入業者との間で締結すること。

① 輸入先の事業場は、それぞれ別添1から別添7までの飼料

の製造基準（輸入先の事業場と原料収集先の契約及び原料供給管理票の要件は除く。）を遵守すること。

②～④ 〔略〕

(2) 〔略〕

2 輸入業者の基準

(1) 〔略〕

(2) 第1の1の(2)から(6)まで及び(8)に定めるもの

(1)のア及びイに定める条件のほか、次の条件を満たすこと。

ア トランスバック等当該輸入品が直接接触するものであって、これらの保管のために用いる容器には、別添2から5まで又は別添7の飼料の製造基準に基づいたものを使用すること。

イ・ウ 〔略〕

エ それぞれ別添2から5まで又は別添7の製品輸送に係る基準に基づいて輸送すること。

(3) 〔略〕

別記様式第1-1号

年 月 日

製造基準適合確認申請書

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印（注1）

下記の事業場における〇〇に由来する〇〇（注2）の製造工程について、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）〇〇〇の規定（注3）による確認を求めます。

記

1 事業場の名称

の製造基準（輸入先の事業場と原料収集先の契約及び原料供給管理票の要件は除く。）を遵守すること。

②～④ 〔略〕

(2) 〔略〕

2 輸入業者の基準

(1) 〔略〕

(2) 第1の1の(2)から(6)まで及び(8)に定めるもの

(1)のア及びイに定める条件のほか、次の条件を満たすこと。

ア トランスバック等当該輸入品が直接接触するものであって、これらの保管のために用いる容器には、別添2から6-1まで又は別添8の飼料の製造基準に基づいたものを使用すること。

イ・ウ 〔略〕

エ それぞれ別添2から6-1まで又は別添8の製品輸送に係る基準に基づいて輸送すること。

(3) 〔略〕

別記様式第1-1号

年 月 日

製造基準適合確認申請書

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印（注1）

下記の事業場における〇〇に由来する〇〇（注2）の製造工程について、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）〇〇〇の規定（注3）による確認を求めます。

記

1 事業場の名称

2 事業場の所在地

備考：1 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) [略]
- (2) 第1の1の(4)又は(5)の飼料であって食肉事業者
又は加工食品工場から原料を収集して製造する場合
ア～ウ [略]
- (3) 第1の1の(7)の飼料であって食品加工工場から原料
を収集して製造する場合
(ア及びイの原料収集先は、食品加工工場に限る。)

ア～ウ [略]

- (4) [略]
- (5) 第1の1の(9)の飼料を製造する場合
(ア及びイの原料収集先は、食品加工工場に限る。)
ア 原料収集先の一覧表(別記)
イ 原料収集先と締結した契約書の写し及び原料収集先の
製造工程の図面
ウ 製造工程の図面

- (6) (1)、(2)、(3)、(4)及び(5)以外の場合
製造工程の図面

2 正本1部及び副本2部を提出すること。

(注1)～(注3) [略]

(別記) [略]

別記様式第6号

年 月 日

製造基準適合確認申請変更届

2 事業場の所在地

備考：1 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) [略]
- (2) 第1の1の(4)又は(5)の飼料であって食肉事業者
から原料を収集して製造する場合
ア～ウ [略]
- (3) 第1の1の(7)の飼料であって鶏卵を含む魚介類のす
り身を取り扱う事業場等から原料を収集して製造する場合
(ア及びイの原料収集先は、鶏卵を含む魚介類のすり身
を取り扱う事業場等に限る。)

ア～ウ [略]

- (4) [略]

- (5) (1)、(2)、(3)及び(4)以外の場合
製造工程の図面

2 正本1部及び副本2部を提出すること。

(注1)～(注3) [略]

(別記) [略]

別記様式第6号

年 月 日

製造基準適合確認申請変更届

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印（注1）

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）第1の3の(2)の規定に基づき、年月日付けで〇〇に由来する〇〇（注2）の確認申請を行った内容をおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 変更する内容
- 2 変更予定年月日

備考：1 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) [略]
- (2) 第1の1の(4)又は(5)の飼料であって食肉事業者又は食品加工工場から原料を収集して製造する場合
原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。）等変更する事項を記載した書類を添付すること。
- (3) 第1の1の(7)の飼料であって食品加工工場から原料を収集して製造する場合
原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。）等変更する事項を記載した書類を添付すること。
- (4) [略]

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印（注1）

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）第1の3の(2)の規定に基づき、年月日付けで〇〇に由来する〇〇（注2）の確認申請を行った内容をおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 変更する内容
- 2 変更予定年月日

備考：1 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) [略]
- (2) 第1の1の(4)又は(5)の飼料であって食肉事業者から原料を収集して製造する場合
原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。）等変更する事項を記載した書類を添付すること。
- (3) 第1の1の(7)の飼料を製造する場合
原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。）等変更する事項を記載した書類を添付すること。
- (4) [略]

(5) 第1の1の(9)の飼料を製造する場合

原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧
(追加された原料収集先と締結した契約書の写し及び原料
収集先の製造工程図面を含む。)等変更する事項を記載し
た書類を添付すること。

(注1)～(注2) [略]

(注1)～(注2) [略]